

ALONG

The amenity magazine for Shinkin executive members.

創刊号

2021
Winter
vol.1

○特集

古より続く蛤の都、三重県桑名市
歴史と和の文化薫る愛知県西尾市

地域と皆様としんきんを結ぶかけ橋アロング

ALONG(アロング)とは……に沿って、前方へ、ぐんぐん、ずっと(前へ)という意味です。地域の皆様と共に、より前方に向かって歩みたいという願いをこめたものです。



●450年もの歴史を持つ桑名市の赤須賀漁港。岐阜や長野の山から木曾三川に流れ込む豊かな栄養と、伊勢湾の恵みを受けた豊かな漁場で、150人ほどの漁師がハマグリ、シジミ漁を行うとともに、冬季にはシラウオ漁や黒海苔養殖を行っている。



●格調高い古風な雰囲気漂う空間で桑名名産の天然蛤を堪能する。



●江戸時代には松ぼっくりを熱源にして焼いたという焼き蛤。



●蛤の柔らかさと甘みを損なわないように、蛤なべは沸騰した出汁でさっと煮るのがポイント。



●むき身にした蛤を桑名名産の天然蛤で巻いた磯部揚げ。



●利尻昆布と鰹節の出汁でしゃぶしゃぶした蛤。そのふっくらした艶やかな身は極上の旨みを醸し出す。

鍋に使われる蛤は良質の四・五年もの。殻と昆布ベースの淡い琥珀色のだし汁に入れられた蛤が二・三分ほどで口を開け、鍋から器に移されると、貝殻から顔を出した蛤のむつちりとした身の艶やかで美しいこと。箸から伝わるその弾力感に感動しつつ

「蛤なべは、三回にわけてしゃぶしゃぶでいただきます。一回目はそのままの蛤を味わって、二回目はすだちを絞って…」と、蛤なべは仲居さんが目の前で作り、器によそつてくれる。

鍋に使われる蛤は良質の四・五年もの。殻と昆布ベースの淡い琥珀色のだし汁に入れられた蛤が二・三分ほどで口を開け、鍋から器に移されると、貝殻から顔を出した蛤のむつちりとした身の艶やかで美しいこと。箸から伝わるその弾力感に感動しつつ

大正十二年創業、趣ある店構えの「日の出」。落ち着いた店内で、三代目当主が生み出した究極の蛤料理、「蛤なべ」をいただく。蛤なべは蛤しゃぶしゃぶのこと。まず、驚かされるのは大皿に盛られた艶やかな蛤の大きさとその量。一人前、十個は優に超えている。

「蛤なべは、三回にわけてしゃぶしゃぶでいただきます。一回目はそのままの蛤を味わって、二回目はすだちを絞って…」と、蛤なべは仲居さんが目の前で作り、器によそつてくれる。

鍋に使われる蛤は良質の四・五年もの。殻と昆布ベースの淡い琥珀色のだし汁に入れられた蛤が二・三分ほどで口を開け、鍋から器に移されると、貝殻から顔を出した蛤のむつちりとした身の艶やかで美しいこと。箸から伝わるその弾力感に感動しつつ

蛤三昧。 蛤料理「日の出」で、 究極の美味を 味わい尽くす。



夕暮れ時、揖斐川畔にある赤須賀漁港には早朝の蛤漁を終えた漁船が船で、真っ赤な夕日に包み込まれた漁港は静まりかえり、その素朴な風景はまるで日本画のよう。日本の文化を育んできた美しい風景に胸が熱くなる。そして、柔らかな潮の香のささやきは、桑名の蛤を食するという高揚感を押し上げていく。

時期もあつたが、桑名の人々の蛤への想い入れは深く、蛤保護の様々な取り組みが続けられ、現在も良質な蛤の産地として、その名は健在である。

木曽三川と呼ばれる木曽川、長良川、揖斐川が注ぎ込む伊勢湾最奥部の三重県桑名市。木曽三川の河口に位置する桑名は、その恵まれた地形から、古くより日本有数の港湾都市として栄えていた。江戸時代には桑名藩の城下町、「東海道五十三次」の宿場町、港町として大いに栄え、そして、蛤の名産地としてもその名が知られていた。三つの河川が流れ込む桑名の海には広大な干潟があり、川からの栄養たっぷりの真水と海水がほどよく混じる汽水域の浅瀬は、蛤にとって最良の棲み処であった。しかし、そんな蛤も干潟の減少などで壊滅的な状況に陥った。

桑名の人々から

大切に護られ、 栄養豊富な汽水域で 育つ蛤。



●波穏やかな内湾の汽水域の砂地に生息するため貝殻は薄く、軽い。貝殻の色は多彩で膨らみがある三角形が特徴である。

桑名の蛤のほとんどは赤須賀漁港で水揚げされるが、その歴史は古く、江戸時代には徳川家に献上品として扱われるなど珍重されていた。永く良質な蛤の産地として名を馳せていて、昭和五十年頃、高度経済成長で干潟が減少し、年間三千トンあった収穫量が一トンまで落ち込んでしまった。しかし、桑名の蛤にかける情熱の炎は消えることはなかつた。人工干潟を設け、稚貝を放流し、蛤保護の活動は続けられた。現在、漁が行われるのは週三日。早朝、漁船は揖斐長良大橋の下から漁場を目指して、収穫量も一人あたり一日十五キロまでと決められている。この大切に育まれてきた希少な桑名の蛤を味わいに、蛤料理「日の出」に向かう。

蛤は縄文時代の貝塚から出土する貝殻の中でも一番多く、食用としての歴史は古い。蛤の名は、濃い色や形が栗に似ていることから名付けられたといわれ、内湾奥の淡水が混じるやや塩分の低い砂泥地に棲む二枚貝で、冬は砂に深く潜り水がぬるもと上に出てくる。その移動は活発で、語源の一つでもあるが、浜を九里も動くといわれ、水管から独特のぬめりのある液を出し、潮の流れに乗つてその液をたぐって進んでいく。かくてそれは国内でも大量に獲れたが、現在では環境の変化などで大幅に減少し、輸入物のシナハマグリが多く流通している。国産物としては、千葉

県から茨城県の太平洋沿岸で獲れる外洋性のチョウセンハマグリと、汽水域に生息する内湾性の蛤があり、古来から生息するヤマトハマグリ。この地では、川の豊富な栄養のおかげで柔らかく身の詰まつた濃厚な味わいの蛤が育ち、その旬は貝が産卵する春先から夏にかけてであり、春まではあつさりとした味わい、夏に入ると身がぶくぶくと丸くなり、うまみ成分であるぬめりが強いのが特徴である。



●趣ある併まいの老舗料亭「日の出」。

●桑名三重信用金庫
●蛤料理 日の出
三重県桑名市川口町19
☎0594-22-0657

口の中へ。なめらかな歯触りの身からは、一口噛むとジュワーとほのかな甘みのあるエキスがあふれ、天然の程よい塩気と相まってその美味しさは絶品。そして次々と感動の波は続いている。だし汁のうま味に包まれた蛤に薑味を合わせながら、微妙に変わる蛤の味わいを存分に楽しみ、中休みでは、だしの旨みがしっかりと絡んだ葛きり、野菜や豆腐、そして、のすべてを丸ごとお雑炊である。蛤の美味しさには、もう唸るしかない。蛤なべの手順は桑名の蛤を余すところなく堪能してほしい、と考案されたというが、五感すべてで心行くまで味わい尽くした蛤なべ。それは滋味深い究極の蛤料理であった。

そして、江戸時代からの桑名名物「桑名の焼き蛤」を、この地を踏んだからにはどうしても食したい。焼き蛤の香ばしい匂いにはもう歯止めが利かない。かなり満腹なはずなのに、食欲は底なし状態と化している。あつあつを口に運ぶ。潮の香と蛤のもつ塩氣、ほとばしる濃い旨みをしみじみと味わい、貝殻の汁も残さず飲み干す。美味この上なし…。蛤なべ

西尾散歩

城下町のたおやかな風情漂う西尾
抹茶の里で麗しき日本の文化に触れ
歴史が潜む吉良の道を歩く…

愛知県の中央部を流れる矢作川下流域にあり、三河湾に面する西尾市。大給松平六万石の城下町として栄え、今は歴史公園となっているが発掘調査をもとに復元された西尾城や、城下の風情が漂う「三河の小京都」とも称されるゆつたりした町並みには、刻まれた歴史が潜んでいる。また西尾は、古くから抹茶の里としても知られているところ。市内には気軽に抹茶を楽しめるお茶屋さんが多い。歴史散歩の途中には抹茶を頂いて一休み、という何とも優雅な散策が楽しめるのである。



●西尾市歴史公園の本丸丑寅櫓。



●復元された天守台の石垣、屏風折れの土壙の先には二之丸丑寅櫓。



●抹茶の里は街中にも緑の茶畠が広がる。

西尾歴史公園で、
藩政時代の情緒に浸り、
茶の湯文化に触れる。

西尾は城下町。その風情に浸りたく西尾市歴史公園に赴く。鎌倉時代の初期に足利義氏による築城が始まりとされる西尾城。その一部を復元した歴史公園は、江戸時代西尾藩六万石の威容を今に伝えていた。二之丸に築かれていた天守台の高い石垣、そこから続く屏風折れと呼ばれる土壙、その先に建つ二之丸丑寅櫓。まるで歴史小説の序章のような趣の土壙を廻り込み、二之丸の表門である重厚な鎧石門から園内に入る。

木立の奥に姿を現した本丸丑寅櫓。本丸に築かれることの多い天守が二之丸に築かれているのが西尾城の特徴なのだが、この三重の本丸丑寅櫓は天守に次いで二番目に高い。外敵の察知には絶好の地点に建てられていたが、その堂々と天を仰ぐ櫓は天守の趣を漂わせていた。江戸時代には城下全体をお濠や土塁で囲んだ総構えの構造をしていたといわれ、絵図を見るところの二之丸もお濠で囲まれていた。そんな遠い藩政時代の世に想いを馳せながら美しく入る。

抹茶の里の長閑な茶園風景が広がる 稻荷山茶園公園。

抹茶を楽しみながらの散策の後、市街地中心から少し車を走らせて矢作川左岸一帯の小高い丘陵地にある稻荷山茶園公園に向かう。そこには見渡す限りの茶畠が広がっていた。緩やかな丘陵を覆い尽くす緑の波は見事に豊かで、そして美しい。

西尾は温暖な気候と矢作川がもたらす豊かな土壤と川霧によって日本有数の抹茶の里として知られるが、その栽培の歴史は古く約四百年も遡るといわれる。当時は独立した茶畠は少なく、畠の畔際や屋敷の隅などで育てられていたという。生産が本格化したのは明治に入つてからで、大正後期には、抹茶の粉にひく原材料となるてん茶の生産が中心になり、現在、西尾で生産されるてん茶の生産量は全国の二割を占めている。この伸びやかに広がる茶園風景の絶景は豊かな実りの証であつたのだ。そして、茶畠の畝の上に張り巡らされた独特の黒い覆いが目を引くが、これは甘い新芽を育てるためのもの。今、覆いは括られていたが新芽が伸び始めた頃、直射日光が当たらぬよう茶園全体に覆いをすることで甘くまろやかなうま味が特徴のてん茶が育つという。人の知恵と大いなる自然



●歴史公園内の旧近衛邸で和みの一服。風雅なひと時に心洗われて…。

には風情ある佇まいのお茶屋さんやお洒落なカフェが多くあるが、抹茶の老舗の店舗の横には緑の茶畠が広がり、実際に清々しい空気が街全体に流れている。歴史公園や、尚古荘の京風庭園で趣深い日本の美に触れ、歩いては茶を一服、という二倍の樂しみが味わえる贅沢な街歩きであった。

ところで、西尾は抹茶の里。街中には風情ある佇まいのお茶屋さんやお洒落なカフェが多くあるが、抹茶の老舗の店舗の横には緑の茶畠が広がり、実際に清々しい空気が街全体に流れている。歴史公園や、尚古荘の京風庭園で趣深い日本の美に触れ、歩いては茶を一服、という二倍の樂しみが味わえる贅沢な街歩きであった。



●稻荷山茶園公園より望む美しい緑のうねが続く茶畠。

特に重要なお知らせ(注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入の前に「加入勧奨用資料(パンフレット)」および「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)とともに必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、支払事由の詳細やご契約の内容に関する事項その他の詳細につきましては、加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所を必ずご参照ください。

1. ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険については、東海地区しんきん経営者協議会(以下、協議会と記載)を契約者とする企業保険契約であることから、被保険者となる方のご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用はございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

2. ご加入の責任開始期について

○ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を開始します。
○生命保険会社職員・募集代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 加入資格について

申込日現在、健康で正常に就業している協議会所属の会員事業所の役員および個人事業主の方がご加入いただけます。また、退会などにより加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続が必要です。加入資格の詳細につきましては、加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。

4. 年金や一時金のご請求について

○年金や一時金のご請求の方法は、『しんきん経営者年金制度ご加入のしおり』をご覧ください。お客様からのご請求に応じて、年金や一時金をお支払いする必要がありますので、年金や一時金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに問合せ先にご連絡ください。
○支払事由が発生する事象、年金や一時金をお支払いできない場合につきましては、加入勧奨用資料(パンフレット)およびこの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」の該当箇所にてご確認ください。
○年金や一時金の支払事由が生じた場合、団体ごとの制度内容によっては、他の年金や保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに問合せ先にご連絡ください。

5. 年金や一時金の支払制限について

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。
○遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、その受取人にはお支払いたしません。他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、他の相続人に未支払の年金原資をお支払いします。
○契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消となることがあります。既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
○受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することができます。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
○保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することができます。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
○契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口(保険料の増額)の際に告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約保険金の加算がないことがあります。
○契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

6. 保険料の払込みについて

ご加入者から保険料の払込みのないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消または脱退していただくことがあります。

7. ご契約の継続について

この保険については、制度全体のご加入者数が10名未満となった場合、加入継続できなくなる場合があります。

8. 脱退時の一時金額について

この保険の保険料は、お払込みいただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間によっては、積立金や脱退時の一時金額がお払込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

9. 予定利率などの変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および関係法令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率などを変更することができます。

10. 業務または財産の状況の変化による保険金額、年金額、給付金額などの削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

11. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額や年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
[生命保険契約者保護機構] Tel: 03-3286-2820

(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

13. 個人情報の取り扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客様の個人情報をお取扱いいたします。ご加入の際には、個人情報の取り扱いの詳細について、加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所を必ずご確認いただき、同意のうえお申込みください。

14. ご照会・苦情について

○この保険に関する手続きや契約に関するご照会および当紙面に関するご照会などについては
富国生命保険相互会社 名古屋支社 TEL 052-386-6186
(受付時間 平日 9:00～17:00 *12月30日から1月3日を除く)
までお問い合わせください。

特に重要なお知らせ(ご契約の概要)

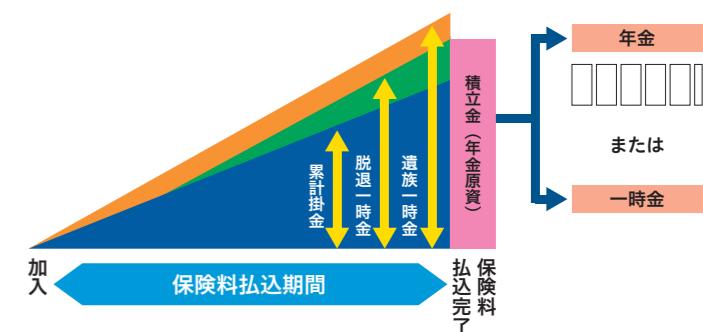
この「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」は、この制度の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、必ず具体的な制度内容が表示されている「加入勧奨用資料(パンフレット)」および「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をあわせてご参照いただき、制度内容、積立金(給付額試算表の内容)、保険料などがお客様のご意向に沿った内容となっているか、ご確認ください。

1. 商品名称

拠出型企業年金保険

2. 商品の特徴

東海地区しんきん経営者協議会(以下、協議会と記載)所属の会員事業所の役員および個人事業主の方が、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、協議会を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払い込み、保険料払込完了後は、保険料払込完了時点の積立金を原資とした年金を受け取ることができます。(年金にかえて一時金として受け取ることもできます。)また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により、保険料払込期間中に死亡した場合には、死亡時の積立金に遺族年金特約保険金が加算され、遺族一時金が支払われます。



3. 積立金について

○お払込みいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
○将来の受取予想額につきましては加入勧奨用資料(パンフレット)に記載の給付額試算表にてご確認ください。(将来の受取額をお約束するものではありませんのでご留意ください。)
○加入期間によっては、積立金額(脱退一時金)および遺族一時金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

4. 加入資格、保険料、保険期間などについて

○加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、保険料払込完了年齢、年金受取開始時期、年金受取期間などにつきましては加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。
○退会などにより協議会の会員でなくなった場合はすみやかに脱退していただきます。

5. 年金や一時金が主に支払われる場合について

年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。

○基本年金、中途脱退年金・一時金

保険料払込完了年齢を迎えた時に、積立金を原資とした年金をお支払いします。保険料払込完了年齢前に脱退される場合は、条件により中途脱退年金をお支払いします。
一時金を希望される場合は、将来の年金のお支払いにかえて一時金をお支払いします。また、積立金(年金原資)から計算した年金額が月額1万円以下となる場合にも一時金でお支払いします(税制適格制度の場合を除く)。

○遺族一時金

加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算して、一時金にて遺族の方にお支払いします。

6. 配当金について

○毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
○保険料払込期間中の配当金は積立金の積増しのために充当し、年金受給権取得後の配当金は年金の増額のために充当します。
○年度途中で脱退された場合はその年の配当金は支払われません。

7. 引受保険会社について

この保険契約は、富国生命保険相互会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。共同取扱契約の場合には、引受保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います(給付に際しての負担割合は相違する場合があります)。なお、引受保険会社および引受割合は変更することができます。引受保険会社および引受割合は加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。

(事務幹事会社):富国生命保険相互会社 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2

経営者年金制度ご加入者向け

傷害保険制度

(交通事故傷害保険)

経営者年金制度へご加入の方が不慮の事故(「交通事故」「建物・乗物の火災」)によって被った傷害で、万一死亡された場合に交通事故傷害保険金が支払われます。

本制度は東海地区しんきん経営者協議会が共栄火災海上保険(株)との間で保険契約を締結しています。保険料は東海地区しんきん経営者協議会で負担いたしますのでご加入者のご負担はございません。

【引受保険会社】共栄火災海上保険株式会社

【契約者】東海地区しんきん経営者協議会

【被保険者】東海地区しんきん経営者年金制度ご加入者
(注)年金受給者および中途脱退者を除きます。

【保険金額】死亡・後遺障害50万円

(令和3年6月1日からの保険金額となります)

この制度についてのお問い合わせは、東海地区しんきん経営者協議会事務局まで フリーダイヤル 0120-055052

共栄火災海上保険株式会社

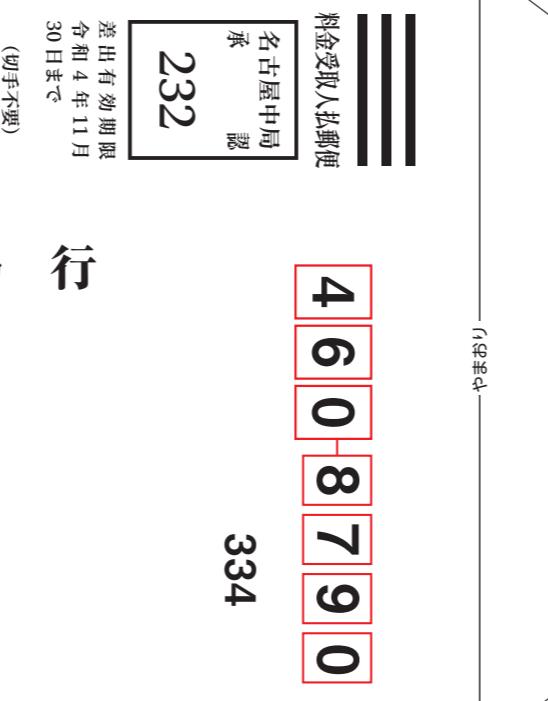
中京支店 名古屋市中区丸の内2-19-21 ☎ 052(211)1358 静岡支店 静岡市葵区両替町2-6-5 ☎ 054(253)5145

東海地区しんきん経営者協議会 0120-055052(フリーダイヤル)

名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号

東海地区しんきん経営者協議会事務局 行

氏名	
住所	〒



しんきん経営者協議会 ご入会のおすすめ

しんきん経営者協議会とは

本会は信用金庫の主要取引先であります地元中小企業の発展に協力するため会員となられた中小企業経営者および個人事業主の方々に対して、有益な「金融・経済に関する講演会の開催」「情報誌の提供」「会員の方々のための福利厚生事業」などを行っております。また、会員の方々の特典として経営者年金制度も取り扱っています。



● ご入会資格

本会にご入会いただけますのは、信用金庫の会員となっている法人および個人事業主の方です。ご入会をご希望の方は以下の申込書をお送りください。



〈個人情報に関するお知らせ〉

東海地区しんきん経営者協議会の運営にあたっては、ご入会者の事業所、代表者名、事業所所在地および取引金庫名などの個人情報(以下「個人情報」という)を取り扱い、各単位しんきん経営者協議会(以下「協議会」という)へ送付します。

協議会は、本会の運営において入手する個人情報を本会の目的達成のための事業(経済・金融等に関する情報交換、情報提供、会員のための福利厚生および親睦など)に使用します。

なお、今後個人情報に変更が発生した際にも、前記に準じ個人情報を取り扱います。

送付先 〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号室 東海地区しんきん経営者協議会

しんきん経営者協議会入会申込書

単位しんきん経営者協議会 御中

申込日	令和 年 月 日	信用金庫名
お取引信用金庫欄	印	支店名
同意確認印	印	

本入会申込書に記載した個人情報の取扱いについて、申込時に「ご入会のおすすめ」を受領し、その記載内容を承知し、同意のうえ、入会を申し込みます。

※ご記入・押印のうえ、しんきん経営者年金制度加入申込書の封筒に同封してください。

んきん経営者年金制度加入申込書

新規加入事業所用

HGDM1

「しんきん経営者年金制度加入申込書」記入方法

しんきん経営者年金制度加入申込書

新規加入事業所用

HGDM1

東海地区しんきん経営者協議会 御中

太枠内にご記入ください。

※ゴム印でなく手書きでご記入ください。

1.募集時の説明資料(ご契約の概要・注意喚起情報、経営者年金(奥出型企業年金保険)のパンフレット)を受領し、制度内容等重要な事項を確認のうえ、申込内容を自らの意向に沿ったものとすることを確認。専任の経営者(固形)を藉りて経営者年金(奥出型企業年金保険)への加入を申し込みます。また、個人情報の取扱いについても「経営者年金(奥出型企業年金保険)」のパンフレットにより、その範囲内容を承認し、同意のうえ、加入を申し込みます。

なお、現在加入資格を有し、正常に運営していること。

2.本制度の掛金は口座振替により払い込みますので下記の金銭機関を選択しておられます。

※制度内容を必ずご確認ください。

協議会使用欄

会員であることを確認しました。

事業所口座をご記入ください。

(個人事業主の方は個人口座でも可)

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

フコク生命使用欄

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

預金振替口座欄

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

--	--	--	--

新規加入事業所用

住所C・補助住所

--	--	--	--

<div data-bbox="311 73

経営者・個人事業主の皆さんへ

経営者年金

拠出型企業年金保険(個人年金保険料税制適格型)

「セカンドライフ」をより豊かに! 年金があなたの生活を支えます

「経営者年金」は、中小企業の経営者および個人事業主の公的年金を補うことを目的としたしんきん経営者協議会会員のための私的年金制度です。

特長その①

掛け金は
月々1万円
から!



特長その②

選べる!
自分に合う
年金受取方法!



特長その③

もしもの時も
安心!

掛け金払込期間中に万一亡くなられた場合は、ご遺族の方が「遺族一時金」を受け取ることができます。

経営者年金制度の内容をスマートフォンでご覧いただけます!



※詳しい制度内容については、本冊子9ページの「経営者年金制度の内容」、10ページの「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」、11ページの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

詳しい制度・内容に関するお問合せは…

東海地区しんきん経営者協議会 ☎460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号室 ☎0120-055052

出張旅費から事務用品の購入まで、
経費の動きが一目瞭然。
あなたのビジネスをバックアップします。

中部しんきん法人カード

SHINKIN VISA GOLD
JCB GOLD



株式会社 中部しんきんカード

VISA ☎0570-020080 (ナビダイヤル・有料)

JCB ☎0570-003350 (ナビダイヤル・有料)

[受付時間] 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始休)

<https://www.chubu-shinkincard.com>

Road to 100th フコク生命
すてきな未来応援します



THE MUTUAL

次代の“相互扶助”を考える

富国生命保険相互会社 名古屋支社
〒460-0006 名古屋市中区葵1-20-22 ☎052-386-6186

(登記番号: しんきん-074 (2021.12.1))